

○ 学位と称号について

1. 「学位」とは

- ・ 国際的通用性のある大学・大学院教育の課程を修了した知識・能力の証明として、大学が授与するもの
- ・ 博士（明 20・学位令）
- ・ 修士（昭 28・学位規則）
- ・ 学士（平 3・学校教育法）
- ・ 専門職学位（平 15・学校教育法）
→法務博士（専門職），教育修士（専門職），修士（専門職）（学位規則）
- ・ 短期大学士（平 17・学位規則）

2. 「称号」とは

- ・ 特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして本人が称することのできるもの
- ・ 準学士（高等専門学校） 学校教育法 121 条
- ・ 専門士（専修学校専門課程） 文部科学省告示
- ・ 高度専門士（専修学校専門課程） 文部科学省告示

→基本的には、国際的な通用性の有無により、学位か称号かが分けられている。